

船舶自動識別装置導入促進事業のうち
AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業助成要領

令和4年5月27日
一般社団法人海洋水産システム協会

一般社団法人海洋水産システム協会（以下「システム協会」という。）は、「水産関係民間団体事業補助金交付要綱」（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）、「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について」（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）（以下「運用通知」という。）に基づき、船舶自動識別装置導入促進事業を実施するため、以下の通り、船舶自動識別装置導入促進事業のうち AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業助成要領（以下、「助成要領」という）を定める。

1. 事業内容

事業者が、AIS アプリの非対象エリアを新たに対象エリアとするために陸上 AIS 情報収集設備の導入を行うにあたり、当該経費の一部を助成する。

2. 事業実施者

本事業の事業実施者は、AIS アプリの非対象エリアを新たに対象エリアとするために陸上 AIS 情報収集設備の導入を行う者とする。

3. 助成対象機器等と助成対象経費

(1) 助成対象機器

陸上 AIS 情報収集設備を導入するために必要な設備（機械装置・システム）であり、次の要件を満たすことが確認されたものとする。

- ① 陸上 AIS 情報収集設備によって新たに対象となるエリア内に、漁港の入り口等の漁船の航行が認められる水域を含む設備であること。
- ② 事業者によるサービスの継続が、令和10年3月31日まで見込める設備であること。

(2) 助成対象経費

陸上 AIS 情報収集設備を導入するために必要な設備（機械装置・システム）や付随する備品等の購入、据付等に要する経費（消費税は除く。）を助成する。ただし、中古品の購入やリースによる調達による場合は原則として助成対象としない。助成金の上限額は設備の導入事業者が設備の導入に係った経費の1/2以内とし、助成金の額は千円単位（千円未満切り捨て）とする。

4. 事業適用期間

本事業による機器等の導入は、助成金交付決定の日から令和5年3月31日までに完了するものとする。

5. 事業実施者からの応募

本事業を実施しようとする事業実施者は、下記の提出締切期日までに、「船舶自動識別装置導入促進事業のうち AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業助成金交付申請書」（別記様式 2-1）およびその添付書類を提出する。

○提出書類

- ・ 助成金交付申請書
- ・ AIS アプリ用 AIS 受信設備カタログ等及び見積書

○提出期日	1次公募	令和4年	8月31日
	2次公募		10月31日
	3次公募		12月27日
	4次公募	令和5年	1月31日

※申請が予算額を超えた時点で、以降の公募は行わないこととする。

○提出先 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-15-8 アミノ酸会館ビル2階
一般社団法人海洋水産システム協会
TEL : 03-6411-0021 FAX : 03-6411-0022

6. 交付決定

(1) システム協会は、5. の応募があった場合は、事業実施者から提出された助成金交付申請書の内容が、以下の助成要件に適合することを確認する。

- 1) 申請者が、2. に定める事業実施者であること。
- 2) 事業実施者から提出された AIS アプリ用 AIS 受信設備カタログ等により、導入する AIS アプリ用 AIS 受信設備が、3. (1) に定める機器であることが確認できること。

(2) システム協会は、事業実施者から提出された助成金交付申請書の内容が適正であると認められた場合には、予算の範囲内で「船舶自動識別装置導入促進事業助成金交付決定通知」（別記様式 2-2）を通知する。なお、予算額を超える申請があった場合は、「運用通知」第3の2-3-(3)イ(ア)の(7)のcの定めるところにより事業実施者を決定するものとする。

7. 事業結果の報告及び助成金の請求

事業実施者は、事業終了後、「船舶自動識別装置導入促進事業実績報告書兼精算払請求書」（別記様式 2-3）の他、以下の書類を添えて、システム協会に提出する。なお、事業実施者からの助成金の請求は、精算払とする。

○添付書類

- ・ 請求額確認のための証ひょう書類
請求にあたっては、契約関係書類（ある場合）、請求書・領収書・納品書（すべて写し）を添付する。
- ・ 設置確認書
- ・ 船舶自動識別装置導入促進事業の管理運営規定および機器等の管理台帳

8. 助成金の交付

システム協会は、7. の実績報告書兼精算払請求書等の提出を受け、事業実施内容を確認したのち、事業実施者に対して、「船舶自動識別装置導入促進事業のうち AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業助成金の額の確定通知」（別記様式 2-4）により助成金の額の確定と支払いについて通知し、事業実施者の口座に助成金の支払いを行う。

9. 導入する機器等に係る管理

事業実施者は、本事業により導入した機器等の管理運営については、「船舶自動識別装置導入促進事業の管理運営規程」及び「機器等の管理台帳」を作成するとともに、請求額確認のための証ひょう書類を整備保管すること等により、適正な管理運営を行わなければならない。ただし、導入する AIS 情報収集設備の価格が 50 万円を超えない場合はその限りではない。

10. 事業実施後の事業内容変更等

- (1) 事業を実施した事業実施者は、助成金交付決定を受けた内容に変更が生じた場合は、あらかじめシステム協会と協議し、必要に応じて変更の承認を受けなければならない
- (2) システム協会は、(1) の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- (3) 事業実施者は、6. の規定による交付決定を受けてから事業終了までにやむを得ず事業をとりやめる場合には「船舶自動識別装置導入促進事業のうち AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業助成金交付申請取下げ書」（別記様式 2-6）をシステム協会に提出する。

11. 交付決定の取消等

- (1) システム協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、6. の規定による交付決定の全部もしくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - ア 事業実施者が、法令に基づく処分又は指示に違反した場合
 - イ 事業実施者が、事業に関して事務手続その他不適当な行為をした場合
 - ウ 事業実施者が、10. の規定による交付申請の取下げを申請した場合
- (2) システム協会は、(1) の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更した場合は、「船舶自動識別装置導入促進事業のうち AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業助成金交付決定取消通知書」（別記様式 2-5）により、当該事業実施者に対し、その旨を通知し、助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができるものとする。

12. 個人情報の取扱い

事業実施者から提供される個人情報は、本事業の運営ために利用するものとする。また、この目的の範囲内で、国、システム協会、全国漁業協同組合連合会、との間で共同利用、又は第三者に提供することがある。

13. その他

- (1) この助成要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項については、システム協会が定める。
- (2) 疑義が生じた場合、速やかにシステム協会に相談すること。

以上

船舶自動識別装置導入促進事業のうち
AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業助成金交付申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 海洋水産システム協会
会長 森 高 志 殿

住 所
事業実施者名

船舶自動識別装置導入促進事業にかかる助成金の交付については、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2 - 3 - (3) イ (ア) の (7) の b 及び船舶自動識別装置導入促進事業のうち AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業助成要領（令和 4 年 5 月 27 日付け）5. の規定の定めるところにより、下記のとおり申請する。

1. 導入する陸上 AIS 情報収集設備

2. 設置場所、追加される対象エリア

設置場所	
対象エリア	
周辺地図	

3. AIS アプリ用 AIS 受信設備導入費用

区分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
AIS アプリ用 AIS 受信設備 導入促進事業費				
計				

(注) 備考欄には、計上している経費の費目名をすべて記載すること。

4. その他必要事項

添付資料（経費についての詳細な資料等）

船舶自動識別装置導入促進事業のうち
AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業助成金交付決定通知

令和 年 月 日

事業実施者名 殿

一般社団法人 海洋水産システム協会
会 長 森 高 志

貴殿から申請のあった船舶自動識別装置導入促進事業助成金については、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）第 3 の 2-3-(3) イ (ア) の (7) の b 及び船舶自動識別装置導入促進事業のうち AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業助成要領（令和 4 年 5 月 27 日付け）6. の規定の定めるところにより下記のとおり交付することに決定したので、通知する。

記

1. 助成金交付の対象となる事業は、令和〇年〇月〇日付けで申請（以下「申請書」という。）のあった、令和〇年度水産関係民間団体事業とし、その内容は申請書の内容欄記載のとおりとする。
2. 事業に要する経費及び助成金の額は、次の通りである。ただし、事業の内容が変更された場合における事業に要する経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金〇〇〇〇円
助成金の額	金〇〇〇〇円

3. 事業実施者は、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）、及び運用通知に従わなければならない。

以上

船舶自動識別装置導入促進事業のうち
AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業実績報告書兼精算払請求書

令和 年 月 日

一般社団法人 海洋水産システム協会
会長 森 高 志 殿住 所
事業実施者名

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2 - 3 - (3) イ (ア) の (7) の d 及び船舶自動識別装置導入促進事業のうち AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業助成要領（令和 4 年 5 月 27 日付け）7. の規定の定めるところにより、下記のとおり報告する。

なお、併せて助成金 円を請求する。

記

1. 導入する AIS アプリ用 AIS 受信設備

2. 設置場所、追加される対象エリア

設置場所	
対象エリア	
周辺地図	

3. AIS アプリ用 AIS 受信設備導入費用

区分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
AIS アプリ用 AIS 受信設備 導入促進事業費				
計				

(注) 備考欄には、計上している経費の費目名をすべて記載すること。

4. 助成金の振込口座情報

金融機関名	支店名	科目	口座番号	お受取人名 (カナ)
		普通・当座		

設置確認書

令和 年 月 日、AIS アプリ用 AIS 受信設備を実績報告書のとおり設置しました。

AIS アプリ用の設置が分かる写真、
及び AIS アプリ・AIS 受信設備作動中の写真。

船舶自動識別装置導入促進事業のうち
AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業助成金の額の確定通知

令和 年 月 日

事業実施者名 殿

一般社団法人 海洋水産システム協会
会 長 森 高 志

令和 年 月 日付けで貴殿から提出のあった船舶自動識別装置導入促進事業実績報告書兼精算払請求書内容を確認した結果、船舶自動識別装置導入促進事業の助成額は金〇〇〇〇円に確定したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2 - 3 - (3) イ (ア) の (7) の e 及び船舶自動識別装置導入促進事業のうち AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業助成要領（令和 4 年 5 月 27 日付け）8. の規定の定めるところにより、通知する。

なお、精算額として、金〇〇〇〇円を別途支払うので併せて通知する。

船舶自動識別装置導入促進事業のうち
AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業助成金交付決定取消（兼助成金返還）通知書

令和 年 月 日

事業実施者名 殿

一般社団法人 海洋水産システム協会
会 長 森 高 志

令和〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって交付決定の通知を行った（又は額の確定通知を行った）船舶自動識別装置導入促進事業助成金については、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第 3 の 2 - 3 - （3）イ（ア）の（8）及び船舶自動識別装置導入促進事業のうち AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業助成要領（令和 4 年 5 月 27 日付け） 1 1. の規定の定めるところにより、下記の理由にから当該交付決定（又は一部金〇〇円）を取り消した（又は変更した）ので、通知する。

（併せて、助成金〇〇〇〇円の返還を命じる。）

船舶自動識別装置導入促進事業のうち
AIS アプリ用 AIS 受信設備導入促進事業助成金交付申請取下げ書

令和 年 月 日

一般社団法人 海洋水産システム協会
会 長 森 高志 殿

住 所
事業実施者名

印

令和 年 月 日付け 海洋第 号-()をもって交付決定された船舶自動識別装置導入促進事業助成金交付信申請について申請を取り下げる。

記

1. 取下げ理由
2. 申請した AIS アプリ用 AIS 受信設備導入計画の内容
3. 設置場所、追加される対象エリア

設置場所	
対象エリア	
周辺地図	

4. 申請した AIS アプリ用 AIS 受信設備導入予定金額

区分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
AIS アプリ用 AIS 受信設備 導入促進事業費				
計				